

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書9（3）ウ に記載の通り、入札書の日付は実際の提出日（令和7年1月22日まで）を記入してください。
2		自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3		切替時に契約電力が500kW 以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	契約電力は仕様書に記載のとおりです。
4		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
5		請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
6		現在の計量日は1日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
7		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	電気料金の計算は、入札公告1(5)履行場所に記載の需要場所単位で問題ありません。また、需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。
8		電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)	お見込みのとおりです。複数から支払われるということはありません。
9		請求時の基本料金の算定方法について、弊社は、 (基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	基本料金の算定は、契約書第10条第2項に記載のとおりです。
10		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置されています。
11		仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
12		入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
13		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
14		当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。
15		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。
16		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	お見込みのとおりです。広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
17		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金としてください。再生可能エネルギー発電促進賦課金及び契約単価は、お見込みのとおりです。
18		当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価の変更の協議に応じただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに見えなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
19		市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電力料金の算定については契約書第10条に記載のとおりであり、不可となります。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
20		複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承くださいませでしょうか。	問題ありません。
21		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
22		入札付属書に記載する基本料金（１）、電力量料金月額（２）の端数処理に指定はありますか。	入札説明書 9（３）エ（注）２ただし書きに記載のとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他（3） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 （4）	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
4	入札説明書4 （4）	競争入札参加資格として、入札説明書4（4）に「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。
5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知 表に基づき、契約金額を変更することができ	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
6	入札付属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（１）欄は力率割引（仕様書記載の標準力率１００％）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計（１）（２）（３）においては、小数点以下第２位まで保持。（小数点以下第３位を四捨五入）し、月額合計金額は円未満を切り捨てる。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書９（３）エ（注）２ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に１円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
7	入札付属書	当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点第３位まで生じることがございます。入札金額を積算するにあたり、少数点第３位までの単価を用いて積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第３位までの単価での契約となりますが、ご了承いただけますか。	問題ありません。
8	入札説明書 9	供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 （上記が可能な場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。 一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額入みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施については、契約書第１０条第３項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わないことは可能です。 また、入札価格の算定に当たっては入札説明書９（１１）に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含みません。 なお、燃料費等調整額を各社独自の方法で算定することはできません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札書・入札付 属書について	・内訳書に入力する単価は税込か税抜単価になるかどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札する場合、契約時や請求時は単価を税抜から税込とさせていただき ます。その際に小数点以下に端数が生じて しまいますが端数処理方法に指定がござ いましたらご教示お願いいたします。	入札書に記載する入札金額は、入札附属書 により見積もった履行期間(1年間)の合 計金額の110分の100に相当する金 額を記載してください。 入札書に記載する基本料金単価及び電力 量料金単価は、契約書第2条第1項の契約 金額となりますので、消費税及び地方消費 税を含む金額としてください。
2		・内訳書の記載に関して、基本料金単価や 従量料金単価の小数点以下表示に指定は ございますか。 (例：小数点以下2位まで表示など)	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに 記載のとおりです。
3		・内訳書の記載に関して、基本料金計と電 力量料金計の各項目に端数処理の指定は ございますでしょうか。 (小数点3位以下切り捨てなど)	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに 記載のとおりです。
4		・内訳書の記載に関して、基本料金・従量 料金の月合計などの端数処理に指定はご ざいますか。 (例：合計した値の端数は切り捨てなど)	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書き に記載しているとおり、各月の基本料金と 電力量料金の合計から割引料金を控除し た合計金額に1円未満の端数があるとき には、その全部を切り捨てた金額を記入し てください。
5		・内訳書の記載に関して、年間総価金額(税 込み金額)から入札金額(税抜き金額)に 表示しなおす際の端数処理に指定はござ いますか。 (例：税込みから税抜きの割り戻しは端数 切り上げなど)	入札附属書(注)6記載のとおり、履行期間 の予定総額(下段)は、見積もった履行期間 (上段)の110分の100に相当する金 額(小数点未満の端数切り上げ)としてく ださい。
6		・入札金額の算定時に力率を加味してよろ しいでしょうか。また、力率を加味する場 合、100%で計算してよろしいでしょうか。	問題ありません。
7		・入札金額の算定時には、燃料費調整額を 含みますでしょうか。また、燃料費調整額 には市場価格調整額を含んだ額になりま すでしょうか。含む場合、何年何月分のも のを適用するかご教示お願いします。	入札価格の算定に当たっては入札説明書 9(11)に記載のとおり、燃料費等調整額 及び再生可能エネルギー発電促進賦課金 は入札金額に含みません。
8		・入札金額の算定時には、再生可能エネル ギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含 む場合、何年何月分のものを適用するかご 教示お願いいたします。	

9		・入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。また、入札説明書9(4)に記載のとおり、入札書及び入札附属書は同一の封筒に入れてください。
10		・入札書に記載する日付に指定はございますか。	入札説明書9(3)ウに記載の通り、入札書の日付は実際の提出日(令和7年1月22日まで)を記入してください。
11		・入札書の送付時は二重封筒の指定はございますでしょうか。	郵便により提出する場合は、入札説明書9(4)イに記載のとおり、二重封筒としてください。
12		・弊社は立ち合いせず初度入札のみ参加し、落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただいたと考えております。その場合の初度入札書提出時に二回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書の封筒と合わせて二重封筒で郵送してください。3回目の入札書提出は不要です。
13	現在の契約内容について	・現在の契約電力会社、契約種別をご教示下さい。 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	バンブーパワートレーディング合同会社です。契約種別は、現行の契約先に確認のうえ、可能な範囲での提供となります。
14	今回の契約内容について	・予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備線があります。
15		・自家発補給電力の契約はございますでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
16		・協議制契約の場合契約電力変更を1年以内に複数回行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、契約書第8条第2項に記載のとおりであり、契約書に定めのない事項は、契約書第18条第1項に基づく協議のうえ決定します。
17	お支払方法について	・お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。 また、分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	広島市指定金融機関から支払います。また、分割請求及び分割振込の必要はありません。

1 8	契約電力について	・契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか 下記確認をお願い致します。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。) (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)	契約電力の変更予定はありません。
1 9	請求について	・請求書の表記(2025 年○月分)について、 【繰上検針の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025 年 5 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	問題ありません。

20		弊社では、入札時に管轄エリアのみなし小売電気事業者が現在適用・実施している燃料費等調整制度を前提とし単価設定を行っております。 弊社が落札した場合、入札時のみなし小売電力事業者の燃料費等調整制度を契約期間中適用させて頂く事を前提としております。 入札以降にのみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度が変更された場合には全体の電気料金が入札時の料金に比べ大きく変動する可能性があるため協議とさせて頂きたいのですが問題ないでしょうか ・弊社の請求書は、原則、翌月 10 営業日迄に Web サイト上で開示、15 営業日迄に原本の到着とし（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）、検針日から30日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第 10 条第 3 項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 なお、入札価格の算定に当たっては、入札説明書 9（11）に記載のとおり、燃料費等調整額は入札金額に含まないものとして入札してください。 問題ありません。
21		・弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード可能）	問題ありません。
22	契約書について	・弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第 18 条第 1 項に基づく協議は可能です。
23		・契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて 5 日以内の日付で契約書を取り交わしてください。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	バンパーパワートレーディング合同会社です。計量日は毎月1日です。
2		各施設について、自動検針装置はありますか。	自動検針装置はついていません。
3		各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4		入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書9(3)ウ に記載の通り、入札書の日付は実際の提出日(令和7年1月22日まで)を記入してください。
5		入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
6		入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札附属書にて税込の単価で積算した1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。
7		入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
8		弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。	PDFファイル等で送付されたものが、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
9		お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	We bからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
10		発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

1 1	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 2	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 3	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます） ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 4	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様） ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
1 5	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	請求書の分割発行を求めることはありません。
1 6	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。

17		複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
18		弊社の請求書は、原則、Webサイト上で速報版請求書翌月5営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
19		燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。
20		発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上定めることとなります。
21		当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、協議をすることは可能です。

2 2		契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更予定はありません。
2 3		契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいいただけますでしょうか。	契約締結前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、契約締結後、協議の上、契約電力を定めることとなります。
2 4		契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力 実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：2,444kW 最大需要電力実績： 2024年 1月 1,928kW 2024年 2月 2,076kW 2024年 3月 2,004kW 2024年 4月 2,220kW 2024年 5月 2,372kW 2024年 6月 2,260kW 2024年 7月 2,268kW 2024年 8月 1,912kW 2024年 9月 2,300kW 2024年10月 2,304kW 2024年11月 2,196kW 2024年12月 1,300kW
2 5		上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書に記載の契約電力で契約となります。

26		電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	令和6年4月分以降であれば協議のうえ対応可能です。
27		30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。	協議のうえ対応可能です。
28		当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	協議のうえ対応可能です。
29		施設において建築・増築にかかる移転はございますか。	ありません。
30		供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更はありません。また、契約電力の変更に係る工事予定はありません。

3 1		契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	現在、沈砂池設備等の更新工事中ですが、契約電力の変更に係る工事予定はありません。 契約開始後及び契約開始直後の質問については、契約開始後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3 2		開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいいただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。
3 3		落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	請求書の写しについては、現行の契約先に確認のうえ、可能は範囲での提供となります。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 5

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1.		現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませ。	バンブーパワートレーディング合同会社です。 最終保障契約ではありません。
2.		初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設ですか。	違います。
3.		現在の計量日は、仕様書に記載の通り 1 日でお間違いないですか。	計量日は毎月 1 日です。
4.		現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	問題ありません。
5.		計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	問題ありません。
6.		仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。その場合は、現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてくださいませ。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、契約電力を変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	仕様書記載の契約電力と、現在の契約電力は同じです。
7.		蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。	問題ありません。
8.		弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電気料金の算定は、契約書第 10 条に記載のとおりです。

9.		電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 (例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。 あると回答の場合は、分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	ありません。
10.	契約書(案)第8条	「受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。」とありますが、弊社では送配電事業者からの検針データを受領後に請求書を作成しております。そのため、事前の報告、検査等は行っておりませんがご了承くださいませ。	契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
11.	入札説明書9(11)	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。
12.		供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
13.		地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及ぶ事項につき、変更協議をすることは可能です。

14.		契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
15.		契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	契約期間中、施設の閉鎖や移転の予定はありません。
16.		電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	履行期間は契約書第4条に記載のとおり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであり、1年未満ではありません。なお、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議によることとなります。
17.		契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されていることがありましたら、工事内容を教えてください。	該当の工事予定はありません。
18.	仕様書（事故・災害時の電力の確保）	「電力供給側の事故や災害により、広島市旭町ポンプ場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。」と記載がございますが、事故等により電気の供給が停止した場合は、小売り電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う中国電力ネットワーク株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。 仕様書の事故・災害時の電力の確保については、上記のとおりに対応でご了解いただけますでしょうか。	広島市千田水資源再生センター以外の施設に係る質問には回答できません。

19.	入札説明書 11 (4) ア	「落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。」とありますが、5日以内の取り交わしとは、契約書に両者の記名押印まで完了するという意味合いになりますでしょうか。弊社落札の場合、5日以内の締結が難しいと思われますため期日の延長は可能でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から土日・祝日を含めて5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。
20.	入札書記載例の備考	入札書記載例の備考欄に記載の（参考履行期間の予定総額）については、小数点以下第2位までの金額表示となっておりますが、入札付属書では小数点未満の端数切り捨てとなるため、小数点以下の記載は不要でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21.		開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	広島市ホームページで、落札金額を総価のみ随時公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。